

教育方針委員会 規約

名城大学理工学部環境創造学科に教育方針委員会を置く。教育方針委員会の活動については、以下のように定める。

1. **委員会の目的** ; 本学科における教育目標を検証・改善するために、教育方針に係る事項の調査、検討を行う。
2. **委員会の構成** ; 委員会の構成は、学科長を含む数名とする。委員長は学科長が指名する。副委員長は委員長が指名する。
3. **委員の任期** ; 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、事情があれば交代または退任も可とする。
4. **委員会の開催** ; 委員会は月1回開催を原則とする。また、必要に応じて開催する。
5. **委員会の活動内容** ; 委員会の活動は、以下の内容とする。
 - 1) 教育方針の検討
 - 2) 研究・教育環境の調査
 - 3) 企業、OB、院生・学生などに対するアンケートの実施と集計・分析
 - 4) 将来構想の検討
 - 5) 外部評価委員会・談話会などの開催
 - 6) 目安箱の管理
 - 7) その他、教育方針に関連する事項上記の活動結果は、教室会議に報告し、必要に応じて審議する。
6. **委員会の記録** ; 委員会の議事要旨は毎回作成し、学科会議室等に保管し、開示する。
7. **付則**
 - 1)この規約は、平成25年6月13日よりこれを施行する。